



冤罪が疑われながら死刑執行「飯塚事件」

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanokai.ny.coocan.jp/>

久間三千年(くま みちとし)さんは、今から一四年前の二〇〇八年一〇月二八日、無実を訴えながら死刑を執行されました。七〇歳でした。

(当時、麻生内閣 森英介法相)

久間さんは、一九九二年二月、福岡県飯塚市で小学生女兒二人が殺害された「飯塚事件」で、逮捕・起訴されました。

逮捕された当初から、一貫して無実を主張。裁判所は、自白も直接証拠も一切ないことを認めながら、「状況証拠の積み重ね」によって死刑判決を下し、二〇〇六年九月、最高裁で死刑が確定。わずか二年という速さで、福岡拘置所で死刑が執行されたのです。再審請求準備中のことでした。

状況証拠の柱とされた「DNA型鑑定」は、後に再鑑定により誤りが判明し、再審無罪となった「足利事件」と、ほぼ同時期、同じ科警研(科学警察研究所)が行った同じ手法のものでした。当時は導入初期で、精度も高くありませんでした。

「足利事件」の再鑑定が行われる目処がついた約一〇日後、久間さんの死刑が執行されており、何故この時期に、事件の真相と裁判所の誤判を隠すための執行だったのではと、大きな疑問が拭えません。

さらに、科警研による杜撰な科学鑑定や取り組み方、「目撃証言」が誘導によって作られた疑いも出てきました。

死刑執行一年後、久間さんの妻は第一次再審請求を行いました。

福岡地裁は「DNA鑑定の結果をもって有罪認定の根拠とすることはできない」としつつも、「その他の状況証拠で立証されている」として請求棄却。最高裁でも認められず、「疑わしきは罰せず」の基本から大きくかけ離れた結果でした。

当然のことですが、人は間違いをおかします。それは裁判官も検察官も警察官も同じです。

誤判によって冤罪となるリスクは誰にでもあります。国に人命を奪う死刑制度がある以上、誤判によって死刑執行という取り返しのつかないリスクもあるということ。「飯塚事件」を通して、現実のこととして考えられるのです。

去年七月、久間さんの妻は二度目の再審請求を行いました。

事件当日、二人の女兒を乗せた白い軽自動車を目撃したとする「新証言」が提出されています。

裁判所には、再審の開始と公平公正な審理を強く求めます。(〇)